雇入通知書

　　　　　　　　　　　殿

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　令和　　年　　月　　日

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　事業所所在地

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　使用者職氏名　　　　　　　　　　　　　㊞

あなたを雇用するにあたっての労働条件は、次のとおりです。

|  |  |
| --- | --- |
| 雇用期間 | 1.期間の定めなし　2.令和　　年　　月　　日から令和　　年　　月　　日まで |
| 勤務場所 |  |
| 仕事の内容 |  |
| 始業・終業時刻及び  休憩時間 | 1.午前　　時　　分から午後　　時　　分まで（うち休憩時間　　分） |
| 2.交代制等 イ.午前・後　　時　　分から午前・後　　時　　分まで（うち休憩時間　　分） |
| ロ.午前・後　　時　　分から午前・後　　時　　分まで（うち休憩時間　　分） |
| 休日 | 休日は　　　　　　　　　　　（勤務割表による） |
| 勤務日 | 勤務日月　　日（勤務割表による） |
| 所定外  労働等 | 1.所定外労働させることが（有） |
| 2.休日労働をさせることが（有） |
| 休暇 | 1.年次有給休暇　イ.6ヶ月間継続勤務した場合（イ）法定どおり |
| 賃金 | 1.基本賃金　イ.時間給　ロ.日給　ハ.月給（　　　　　　　円） |
| ニ.出来高給（基本単価　　　　　円　保障給　　　　円） |
| 2.諸手当　イ.（　　　　手当　　　　円）　ロ.（　　　　手当　　　　円） |
| ハ.（　　　　手当　　　　円） |
| 3.所定外労働等に対する割増率 |
| イ.所定外ａ.法定超（125％）　ｂ.所定超（100％） |
| ロ.休日　ａ.法定休日（135％）ｂ.法定外休日（100％）　ハ.深夜（125％） |
| 4.賃金締切日（　　日）　5.賃金支払日（　　日） |
| 5.加入保険（　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　） |
| その他 | 1.雇用期間の途中であっても本人の希望で何時でも退職（解約）でき、業務の都合等により会社は法令や就業規則の定めに従い解雇（解約）することがある。 |
| 2.雇用期間を更新することがありますが、その場合は業務上の必要があり、かつ本人の健康等につき業務に支障のない状況のときに限る。 |
| 3.所定勤務日は、業務の都合によりあらかじめ通知のうえ変更することがある。 |
| 4.雇用期間を更新する場合には、労働条件を変更することがある。 |
| 5.雇用契約の更新ついては、契約満了３０日前までに通知する。 |
| 6.その他の労働条件については就業規則を適用する。 |